

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百三十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和五年十月二十四日

埼玉県知事 大野元裕

#### 一 名称

上里特定猟具使用禁止区域（銃）

#### 二 区域

平成二十年埼玉県告示第千四百十六号で告示した区域

#### 三 存続期間

令和五年十一月一日から無期限

#### 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器